

地域包括支援センターの運営について

(1) 地域包括支援センター及び各サブセンター圏域の状況 (R3. 4. 1 現在)

(単位 人・世帯・%)

センター名 担当地区名		人口 (前年度比較)	世帯数 (前年度比較)	高齢者人口 高齢化率 (前年度比較)	介護保険認定者数 認定率 (前年度比較)
地域包括支援センター 日新・二番丁・四番丁 新塩屋町・築地・花園 松島・栗林・亀阜・女木・男木 木太		103,612 (▲2,187)	53,508 (▲478)	29,042 (▲147) 28.0 (0.4)	6,515 (▲55) 22.4 (▲0.1)
サブセンター	一宮 鶴尾・太田・太田南 一宮・川岡・円座 檀紙	87,901 (1,757)	41,283 (1,125)	22,758 (521) 25.9 (0.1)	4,840 (28) 21.3 (▲0.3)
	山田 三谷・仏生山・多肥 川島・十河・西植田 東植田・前田・川添・林	80,518 (1,209)	36,112 (867)	20,206 (185) 25.1 (▲0.1)	4,433 (73) 21.9 (0.1)
	勝賀 香西・弦打・鬼無 下笠居	31,854 (▲269)	14,999 (▲12)	9,708 (58) 30.5 (0.5)	1,925 (11) 19.8 (—)
	香川 香川・香南・塩江	32,399 (▲562)	14,574 (17)	11,368 (62) 35.1 (0.8)	2,296 (▲5) 20.2 (▲0.2)
	牟礼 牟礼・庵治 古高松・屋島	63,089 (▲546)	29,321 (119)	19,473 (244) 30.9 (0.7)	3,825 (20) 19.6 (▲0.2)
	国分寺 国分寺	24,885 (▲142)	10,653 (100)	6,765 (68) 27.2 (0.4)	1,178 (10) 17.4 (—)
高松市全体		424,258 (▲735)	200,450 (1,738)	119,320 (991) 28.1 (0.3)	25,012 (82) 21.0 (▲0.1)

() 内は、前年度との比較、▲は、減少、—は、増減なし

※介護保険認定者数は、1号被保険者要支援1～要介護5までの認定者数(介護保険課 R3. 4. 3 作成データによる)

※認定率は、1号被保険者の介護保険認定者／65歳以上人口

(2) 地域包括支援センターの認知度向上に向けた取組

(単位 回・人・部)

年 度		H30	R1	R2
内 容				
市政出前ふれあいトーク	回数	113	89	43
	人数	4,234	3,354	1,255
地域包括支援センターリーフレットの配布		13,000	13,000	13,000
あんしんガイドブックの配布※長寿福祉部三課分		30,000	30,000	30,000

(3) 総合相談支援業務

総合相談件数

(単位 件)

年 度		H30	R1	R2
内 容				
介護保険		12,850 (3,619)	12,938 (3,613)	12,666 (4,044)
介護保険以外のサービス		2,536 (1,016)	2,255 (1,139)	2,697 (1,004)
介護予防		462 (88)	893 (186)	889 (142)
健 康		1,856 (58)	1,815 (53)	1,602 (60)
医 療		1,074 (62)	899 (122)	1,051 (95)
認知症		3,661 (82)	2,585 (102)	2,699 (75)
その他		2,755 (250)	1,844 (177)	2,420 (300)
合 計		25,194 (5,175)	23,229 (5,392)	24,024 (5,720)

() 内は、老人介護支援センター対応分を再掲

(4) 権利擁護業務

ア 権利擁護に関する相談

(単位 件・人)

年 度		H30	R1	R2
内 容				
高齢者虐待	件 数	633	966	650
	実人数	50	65	52
成年後見制度	件 数	708	1,781	2,069
	実人数	264	351	269
日常生活自立支援事業	件 数	76	111	46
	実人数	26	29	20

イ 成年後見制度申立て件数

(単位 件)

年 度		H30	R1	R2
内 容				
市長申立て		12	21	22
その他の申立て		85	71	67
合 計		97	92	89

※市長申立ての案件については、判定会を実施している。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員からの相談

(単位 件・人)

内 容		年 度	H30	R1	R2
介護支援専門員からの相談	件 数		1,266	642	721
	実人数		722	393	502

イ 関係機関との連携等

(単位 回・人)

内 容			年 度	H30	R1	R2
地域	地区民生委員児童委員との連絡会	回数		49	48	36
		人数		670	850	601
	民連理事会・民連ブロック別研修会	回数		12	10	4
介護保険関係	地域密着型運営推進会議	回数		301	252	68
	老人介護支援センターの連絡会	回数		2	1	1
		人数		104	33	28
	介護支援専門員との情報交換会	回数		-	-	3
		人数		-	-	58
	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会定例会	回数		12	13	13
	居宅介護支援事業者連絡協議会研修会	回数		10	7	3
		人数		1,358	1,017	509
	通所介護事業所との合同会議	回数		11	12	12
	通所介護事業所連絡協議会研修会	回数		4	4	1
		人数		166	186	39
多職種連携	地域ケア会議	回数		2	2	1
	地域ケア小会議（地域課題）	回数		259	232	184
	地域ケア小会議（個別プラン検討）	回数		32	32	32
	地域ケア小会議（個別ケース検討）	回数		18	8	17
	地域ケア小会議（サービス調整）	回数			1	0
	地域ケア小会議（適正化検証）	回数		4	3	4

(6) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 要支援認定者・事業対象者数とケアマネジメント利用者数(各年度末現在)

(単位 人・%)

年 度	H30	R1	R2
内 容			
要支援認定者数	6,936	6,723	6,637
事業対象者数	158	205	142
利用者数 (利用率)	5,013 (70.7)	4,977 (71.8)	5,052 (74.5)

() 内は、要支援認定者・事業対象者の内、サービス利用している人の割合

イ 介護予防ケアマネジメントの直営・委託割合 (各年度末現在)

(単位 %)

年 度	H30	R1	R2
内 容			
直 営 (地域包括支援センター)	41.5	40.1	38.6
委 託 (居宅介護支援事業所)	58.5	59.9	61.4

ウ 要支援認定者の維持改善率 (各年度末現在)

(単位 %)

年 度	H30	R1	R2
内 容			
維持改善率 (サービス利用あり)	80.8	78.2	80.5

(7) 認知症対策

ア もの忘れ・認知症相談

(単位 回・人)

年 度	H30	R1	R2
内 容			
回 数	23	12	12
実人数	54	32	29
内 訳	終 結	12	11
	助言指導・経過観察	17	13
	医療機関紹介	25	8

※平成 21 年 11 月から開始

イ 認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」

(単位 回・人)

年 度	H30	R1	R2
内 容			
回 数	13	11	10
人 数	83	63	47

※平成 22 年 11 月から開始 ※平成 30 年度は日曜開催を実施

ウ 認知症サポーター養成講座

(単位 回・人)

内 容 \ 年 度	H30	R1	R2
回 数	117 (4)	109	50
人 数	4,725 (421)	4,042	1,677

※()内は県実施のうち、高松市分の再掲。令和元年度以降は市実施分のみ計上。

認知症サポーター数 (H21～R2 累計)

合計 51,865 人 (高松市人口 8 人に 1 人)

エ 認知症サポーターステップアップ講座

(単位 回・人)

内 容 \ 年 度	H30	R1	R2
認知症サポーター ステップアップ講座	回数	3	3
	人数	15	49
キャラバンメイト フォローアップ講座	回数	1	1
	人数	45	40

※平成 23 年度から実施。30 年、令和元年度は 3 回コース、2 年度は 2 回コースで実施し修了書を発行した人を計上。

※令和 2 年度より認知症サポーターステップアップ講座に名称変更

オ 認知症地域支援推進員の活動

(単位 人)

内 容 \ 年 度	H30	R1	R2
認知症地域支援推進員研修受講者	人数	2	2
認知症地域支援推進員の配置数	人数	9	9

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い研修中止

カ 認知症初期集中支援チーム

(単位 チーム・件)

年 度	H30	R1	R2
設置チーム数	6	6	5
チーム対応件数	14	13	7
チーム訪問延件数	95	84	65

※平成 28 年 10 月から開始

※令和 2 年度から塩江チーム休止(サポート医不在の為)

キ 認知症カフェ

(単位 か所・回・人)

内 容 \ 年 度	H30	R1	R2
設置か所数	7	13	16
実施回数	68	157	121
参加人数	1,012	1,987	1,366

※平成 29 年 10 月から開始

ク 高齢者等緊急一時保護事業

(単位 件)

年 度		
内 容	R1	R2
保護件数	1	2

※令和2年3月から開始

(8) 一般介護予防事業（平成28年4月の介護保険制度改正に伴い、保健センターより移管）

ア 元氣いきいき教室

65歳以上を対象とした体操やミニ講座（運動・栄養・お口の健康・認知症予防な）などを取り入れた教室
(単位 回・人)

年 度			
内 容	H30	R1	R2
回 数	441	395	263
人 数	10,597	9,805	4,422

イ のびのび元氣体操講習会

(単位 回・人)

年 度			
内 容	H30	R1	R2
回 数	2,427	1,707	1,414
人 数	30,697	29,378	17,016

ウ 各種介護予防教室

ロコモティブシンドロームの予防、お口の健康、認知機能の低下予防、スロージョギング等の教室や講座
(単位 回・人)

年 度			
内 容	H30	R1	R2
回 数	187	114	168
人 数	5,051	3,132	2,721

エ 介護予防ボランティア「元気を広げる人」養成

(単位 回・人)

年 度			
内 容	H30	R1	R2
「元気を広げる人」 養成講座修了者数 (累積)	792	825	856
「元気を広げる人」 フォローアップ事業	64	39	41
	808	724	191

(9) 令和2年度の重点取組の結果

事業	1 地域ケア会議推進事業
目的	地域の支援者や行政職員等が日常生活の様々な問題を抱える高齢者の具体的な支援内容や地域での課題を検討し、その課題解決を支援するとともに、その積み重ねを通し、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を図る。
目標	① 地域ケア会議 年1回開催し、個別事例から見える地域課題等を政策提言までつなげる。 ② 地域ケア小会議【個別プラン検討】多職種参加により32回開催し、自立支援を目的としたケアプラン立案のスキルアップを図る。 ③ 地域ケア小会議【個別ケース検討】年間20回開催し、日常生活の様々な問題を抱える高齢者の支援方法を検討し、個別課題の解決につなげる。 ④ 地域ケア小会議【個別サービス調整】必要時、多職種にて開催する。
結果 評価	・地域ケア会議：1回開催 ・地域ケア小会議開催（237回/年） ① 個別課題(53回/年) 〈定期開催〉プラン検討：32回 サービス調整：0回 〈随時開催〉ケース検討：17回 適正化検証：4回 ② 地域課題(42地区 184回/年) ・退院時カンファレンス 2回 【評価】 高齢者の自立支援に向けた個別ケアプランの検討、また、複合化した問題を抱えた高齢者の具体的な支援内容を検討することにより、地域との連携や課題解決に向けた支援に寄与した。 今後は、個別課題の分析等を積み重ねることにより、地域課題を明らかにし、地域と共通認識のもと課題解決に取り組めるよう体制を構築する必要がある。

事業	2 高齢者の保健事業と介護予防の一体化
目的	フレイル予防に生活習慣病予防及び重度化防止の視点を加えた取組により、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防する。
目標	フレイル・生活習慣病予防の視点を事業全体（元いきいき教室、フレイル予防講座、市政出前ふれあいトーク、元気を広げる人の事業等）に盛り込み、広く市民に普及する。（目標6,000人）
結果 評価	・国保の特定健康診査、後期高齢者医療健康診査受診者のうち運動習慣のない70～78歳の人にフレイル・生活習慣病予防啓発のチラシと介護予防事業の案内を送付した。（2,782人） ・元いきいき教室等、各種介護予防事業にてフレイル・生活習慣病予防について資料を配布し説明を行った。（10,712人） ・新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外出を控えることでフレイルにつながることから、予防のためのチラシを作成し、配布した。（16,173枚） ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組について、庁内の連携会議に参加し、意見交換を行い、普及啓発事業としてフレイル・生活習慣病予防として普及することを確認した。 ・元いきいき教室のデータをもとに、国保・高齢者医療課と医療費や介護給付費の分析等による事業評価を実施し、経年的に評価することが重要であるため今後も継続して評価する予定である。 【評価】 コロナ禍で事業実施が難しい状況であったが、フレイルや生活習慣病の予防についてのチラシ等を郵送したり、他課との連携を図りながら普及啓発に努めた。講座等も感染予防に努めながら可能な範囲で開催し、重度化防止に寄与した。

事業	3 認知症施策の体系的支援
目的	認知症本人やその家族、地域住民がそれぞれに応じた認知症施策につながるにより、認知症になっても住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく生活が送ることができるよう体系的に支援を行う。
目標	① チーム員会議を通しての認知症初期集中支援チーム活動の質の向上、市民や関係機関等への周知啓発ができる。 ② 認知症カフェの拡充、内容の充実、市民や関係機関等への周知啓発ができる。 ③ 認知症事業を体系的につなぐ取組事例として、認知症本人やその家族への支援を実施できる。 ④ 認知症サポーターが近隣でチームを作り、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行うチームオレンジ構築に向けての検討ができる。
結果 評価	・チーム員会議等を通して、チーム活動の質の向上を図った。また、新しくチラシを作成し市民や居宅介護支援事業者連絡協議会のケアマネジャー等にも周知した。 ・認知症カフェにおいてはコロナ禍で休止したところもあるが、制約がある中で、ウェブで開催するところもあった。また、他の事業や相談の支援の中で必要な方については認知症カフェに同伴するなど体系的に支援することができた。 ・チームオレンジについては市としての方針を十分に検討することができなかった。 【評価】 認知症が疑われる人や認知症の人が、包括的・集中的に初期支援を受けることにより必要な医療や、介護サービスにつながるなど、生活機能の維持に寄与した。また、認知症の人や家族が認知症カフェに参加し、相互の情報を共有したり、理解し合うことで、家族の介護負担の軽減につながっている。 今後、認知症地域支援推進員や地域のボランティアが、認知症カフェ等に、積極的に参加できる体制をつくる。

事業	4 成年後見制度中核機関の設置・運営
目的	成年後見制度の利用が必要な人に必要な支援が届くよう、制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関して包括的な支援を行うことができる。
目標	① 成年後見制度に関する相談件数が増える。 ② 司法、行政、福祉、医療、地域及び専門職団体等の地域支援体制を構築のため、意見交換や協議を行うための協議会が設置できる。
結果 評価	・成年後見制度に関する相談 2,069 件（地域包括） 155 件（中核機関） ・高松市成年後見制度利用促進協議会を設置し 8 月、3 月の 2 回協議会を開催 【評価】 成年後見制度の利用促進に向けて、体制づくりを行うことができた。引き続き、利用促進に向けて周知啓発や関係機関との連携が必要である。

(10) 令和3年度重点取組

事業	1 地域ケア会議推進事業
目標	① 地域ケア会議 年1回開催し、個別事例から見える地域課題等を政策提言までつなげる。 ② 地域ケア小会議【個別プラン検討】多職種参加により32回開催し、自立支援を目的としたケアプラン立案のスキルアップを図る。 ③ 地域ケア小会議【個別ケース検討】年間20回開催し、日常生活の様々な問題を抱える高齢者の支援方法を検討し、個別課題の解決につなげる。 ④ 地域ケア小会議【個別サービス調整】必要時、多職種にて開催する。
取組	・地域ケア会議 2月開催 ・地域ケア小会議【個別プラン検討】6月～12月、定例開催、32回/年 【個別ケース検討】随時開催、20回/年【個別サービス調整】必要時開催 ・個別課題の分析等を積み重ねることにより、地域課題を明らかにし、地域と共通認識のもと課題解決に取り組む。 ・コミュニティ単位での解決の難しい地域の課題を整理し、必要に応じ地域ケア会議等へ提案し、施策化につなげる。

事業	2 認知症施策
目標	① 認知症初期集中支援チーム活動についての市民や関係機関等への周知啓発とチーム員との連携強化 ② 認知症カフェの内容の充実、市民や関係機関への啓発 ③ 認知症本人やその家族へのニーズを把握し必要な支援につなぐ。 ④ チームオレンジを市内1か所設置する。
取組	・国のチーム員研修や合同チーム員会議、各チーム員会議を通じて対象者や目的等の共通理解を図る。 ・ケアマネジャーや民生児童委員会、銀行などの関係機関において初期集中支援チームの活動や認知症の施策について周知することで、必要な人の支援につなげる。 ・認知症カフェが参加者や家族が安心して話ができて、ホッとできる場となるよう、定期的に職員が認知症カフェに参加するとともに、カフェ同士の交流の場を設ける。 ・認知症サポーターなどが地域のボランティアとして、認知症カフェなどで活躍することができる。 ・認知症カフェに対する補助金の見直し、今後の支援体制を検討する。 ・認知症カフェを中心としたチームオレンジの設置に向けての検討

事業	3 成年後見制度中核機関の機能充実
目標	① 市民後見人登録に向けての体制の整備 ② 成年後見人制度の利用が必要な人に対して、ふさわしい後見人が選任されるよう、受任調整会議開催する。
取組	・制度に関する市民の理解及び制度利用の促進を図れるよう、市民や関係機関に引き続き、周知啓発を行う。 ・市民後見人登録に向けての体制づくりや役割分担を行う。 ・弁護士会などの関係団体と受任調整会議の在り方について検討する。 ・市民後見人養成講座の新規参加者の募集 ・司法、行政、福祉、医療、地域及び専門職団体等の地域支援体制を構築するとともに、意見交換や協議を行う。